

13 案内設備 (政令第21条 条例第26条)

■基本的な考え方

建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を設置する。

案内設備は、文字や図を用いるなど、高齢者、障がい者等にわかりやすいものとなるよう配慮する必要がある。

チェック項目（義務基準）

一般基準	目の見える人への案内設備	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッド又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	視覚障がい者への案内設備	
	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他の方（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか	
案内所		
③案内所を設けているか（①、②の代替措置）		
(1)案内所は、車椅子使用者が利用できるものとしているか		

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
目の見える人への案内設備			
	○	・案内板を設置する場合は大きな文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。	
	○	・弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 <small>解説</small> 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-18～19 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成) 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	
	○	・文字の書体は認知しやすいものとする。 <small>解説</small> ゴシック体や教科書体が認知しやすい。	
	●	一般基準 ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッド又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 <small>解説</small> その他の設備としては、音声案内（モニター付きのインターホン等）又は案内所等がある。	
視覚障がい者への案内設備			
	○	・受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン（モニター付）を併設する。	図 13.1
	●	一般基準 ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。 <small>解説</small> 【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第1491号) ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記2つに類するもの 具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン等。触知図案内板の点字の表示方法等については、日本産業規格 JIS T 0921、情報内容及び形状表示方法等については JIS T 0922 が参考となる。 点字が読めない、浮彫文字が理解できない障がい者もいるため音声案内を設ける。	図 13.1 図 13.2

図 13.1 触知図案内板の例

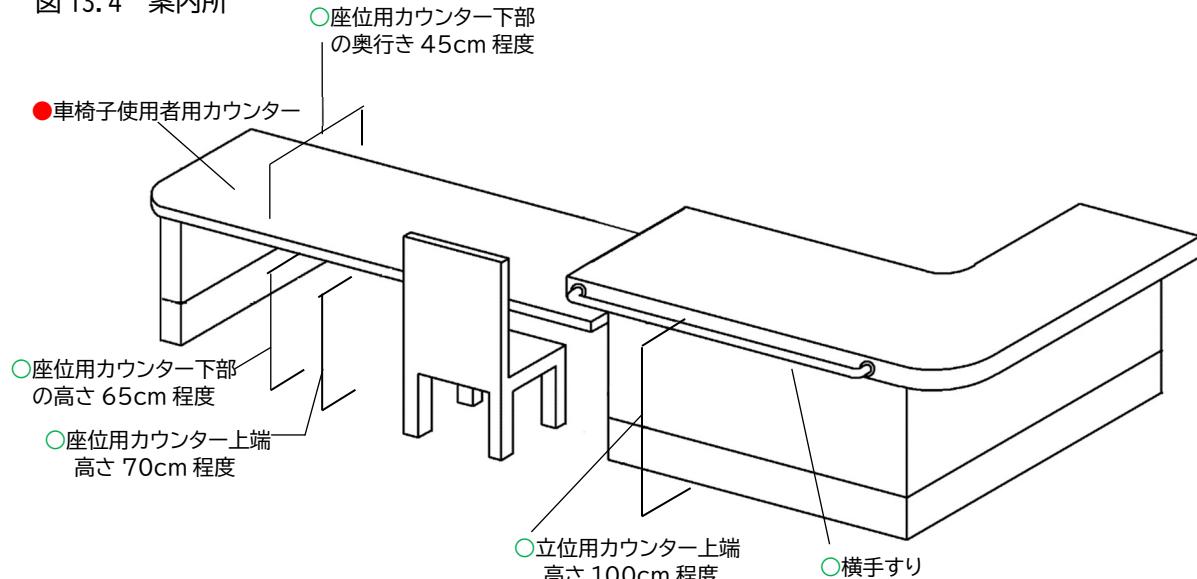


点字等による案内板(目の見える人も使えるように大きな墨字を併記するとともに、音声による案内、インターホンも設置)

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>図 13.2 触知図案内板</p>	
<p>触知図案内板に記載すべき内容</p> <p>最低限として、平面図に当該建築物の概要がわかる程度の外形を示し、その中に現在地、移動等円滑化(バリアフリー化)されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の配置を示すことが必要となる。</p>			
<h3>知的障がい、精神障がい、発達障がいがある人への案内設備</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ •廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示する。 <small>解説</small> ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。 ○ •標識や案内板は、文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとし、入口付近にわかりやすく表示する。 <small>解説</small> 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。 ○ •漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。 <small>解説</small> 漢字が読めない知的障がい者もいるため。 ○ •文字はわからかがきにすること。 ○ •文字の書体は認知しやすいものとすること。 <small>解説</small> ゴシック体や教科書体が認知しやすい。 			
<p>図 13.3 わからかがきの例</p> <p>予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>予約をした 本などが そろったときに、</p> <p>メールで れんらくして もらえます。</p>			図 13.3
<p>出典:わかりやすい情報提供のガイドライン 全国手をつなぐ育成会連合会</p>			
<h3>案内所</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ •カウンター等の前面には、車椅子使用者が転回できるスペースを設け、床面は水平とする。 ○ •車椅子使用者用カウンターの下端の高さは車椅子使用者の膝が入るよう 65cm~70cm 程度とし、上端の高さは 70cm~75cm 程度、下部スペースの奥行き 45cm 以上とする。 ○ •杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。 ○ •机上の照度を十分に確保する。ただし、障がいによっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。なお、スポットライトは避ける。 			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	●	一般基準 ・案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。	
	●	一般基準 ・案内所は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。 解説 車椅子使用者が利用できるように座位用のカウンターパートを設ける。	図 13.4

図 13.4 案内所



参考

～弱視者の特性と案内表示等～

- ・弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障がいや程度があり、個人差が大きい。
- ・弱視者は点字を読めない場合もあるため、視覚障がい者対応として、点字を設置すればよいというわけではない。(凸のある浮き彫りの文字・サインも有効な場合がある。)
- ・案内表示は接近して読むことができる位置に設置することが望ましい。
- ・弱視者の誘導にあたっては、わかりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導などを組み合わせる必要がある。
- ・白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとすることが望ましい。

～色弱者の特性と案内表示等～

- ・色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
- ・色弱者の色の見え方は、参考資料「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン 参考-229」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑色と赤色の区別がつきにくい等の特徴がある。

設置

■	・バリアフリートイレ（大人用介護ベッドの有無等を含む）やエレベーターなどバリアフリー設備の位置等をフロアマップや館内の案内表示で明示する。 解説 係員が設備の位置等を把握し、案内できるようにすることも重要である。 また、階段やエスカレーターはわかりやすい位置に設置されていることが多いが、エレベーターは施設の奥側など見つけづらい位置に設置されることも多いため、階段やエスカレーターの近くにエレベーターに至る経路を案内することが望ましい。	
○	・案内板等は各フロアに設ける。	

仕様

○	・照明は、逆光または反射グレアが生じないように配慮する。	
○	・掲示板高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や視点の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	・突出型の案内板等を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないよう高さに設ける。	
	○	・自立型案内板等を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。	
	○	・エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、乳幼児設備等を表示する。	
	○	・劇場や映画館などでは、車椅子使用者用客席の位置等を案内板に表示する。	
	○	・案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わさるよう配慮する。	
	○	・触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行う。	
	○	・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。	
	○	・タッチパネル式の案内設備は視覚障がい者には利用しにくいため、避ける。	
	○	・施設の用途により主要な案内板・表示板は外国語を併記する。	
	○	・視覚障がい者にとって識別しやすいように、黒字に白抜きのものとする。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保に配慮する。	
仕様(インターホン)			
	○	・インターホン（モニター付）の設置高さは100cm～110cm程度とする。	
休日等の対応			
	○	・病院等では、休日・夜間緊急時に使用可能な呼び出し設備を玄関付近に設ける。	
誘導鈴			
	○	・必要に応じ、誘導鈴を玄関付近等に設置する。（歩道、アプローチから玄関のおおよその位置を知らせる目的のもの。）	
	○	・誘導鈴の設置に際して、音量や設置場所、スピーカーの指向性などに十分配慮する。 <small>解説 センサー式など特定の場所に到達して初めて音声案内がされる場合や音量が小さすぎるには、誘導の目的を果たせないことがあることに注意が必要。</small>	
画像・光・振動による案内			
	○	・聴覚障がい者には、館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声による案内情報が伝わらないため、これらを画像・光・振動等の情報に転換して伝える。	
	○	・光による案内としては、出入口のノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど日常生活の中で発生する音の情報をセンサーでキャッチし、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせるシステムを設置する。	
	○	・振動による案内としては、目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、電話／ファックスの着信音などを感知し、親機、子機、携帯用バイブルーターなどに微弱電波を利用して通報するシステムを設置する。	
	○	・役所、病院、銀行等では、利用者案内や呼び出しを音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。	

14 案内設備までの経路 (政令第22条 条例第27条)

■ 基本的な考え方

視覚障がい者が訪問した施設の情報を得られるよう、案内設備までの経路を整備する。視覚障がい者は、音、人の流れ、風、触知などを感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。視覚障がい者誘導用ブロック等、音声案内、誘導鈴などを効果的に組み合わせることが望ましい。

チェック項目（義務基準）	
視覚障害者移動等円滑化経路	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設
	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか（風除室で直進する場合は除く）
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
回り段の禁止	
④経路上に設ける段を回り段としていないか	

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
視覚障害者移動等円滑化経路			
		視覚障害者移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> 道等から案内設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 <p>解説【国土交通大臣が定める場合】 (国土交通省告示第1497号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の場合 受付やフロント等から建物の出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合している場合 	図14.1 図14.2
		図14.1 案内設備が案内板の場合	図14.2 案内設備が案内所の場合
線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設			
		視覚障害者移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障がい者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 <p>解説 線状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（ブロック等に該当するものとして、具体的には、鉢が挙げられる。）</p> <p>線状ブロック等及び点状ブロック等は日本産業規格JIS T9251の形状によるものを基本とする。色は黄色を原則とするが、色の差が確保できない場合には、周囲の床の仕上げと色の差が確保できる色とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 車路に近接する部分 (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。） <p>解説 次の場合は規定は適用されない。 (国土交通省告示1497号・条例規則第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの 高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの 段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合 	図14.3 図14.4 表14.1
		視覚障害者移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 <p>解説 次の場合は規定は適用されない。 (国土交通省告示1497号・条例規則第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの 高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの 段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合 	表14.1

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表												
		図 14.3 玄関周りの視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設	<p>●案内所までの視覚障がい者 誘導用ブロック等の敷設</p> <p>傾斜路の全幅、 傾斜路の手前30cm程度に敷設</p> <p>UP 踏場</p> <p>点字表示</p> <p>UP 傾斜路</p> <p>段</p> <p>点字表示</p> <p>点字表示</p> <p>段の全幅、 段の手前30cm 程度に敷設</p> <p>壁や塀から60cm程度、離す</p>												
(出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）)															
		図 14.4 車路に近接する部分における点状ブロック等の敷設	<p>●車路に近接する部分には 警告のために点状ブロック等を敷設する</p> <p>30cm程度</p>												
<p>表 14.1 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に設ける 傾斜路の勾配・高さと、点状ブロック等の関係（手すりは参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高さ \ 勾配</th> <th>1/20 以下</th> <th>1/20 より大きく、 1/12 以下</th> <th>1/12 より大きい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16cm 以下</td> <td>点状ブロック等：任意 (手すり：任意)</td> <td>点状ブロック等：任意 (手すり：任意)</td> <td>点状ブロック等：必要 (手すり：必要)</td> </tr> <tr> <td>16cmより大きい</td> <td>点状ブロック等：任意 (手すり：任意)</td> <td>点状ブロック等：必要 (手すり：必要)</td> <td>点状ブロック等：必要 (手すり：必要)</td> </tr> </tbody> </table>				高さ \ 勾配	1/20 以下	1/20 より大きく、 1/12 以下	1/12 より大きい	16cm 以下	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)	16cmより大きい	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)
高さ \ 勾配	1/20 以下	1/20 より大きく、 1/12 以下	1/12 より大きい												
16cm 以下	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)												
16cmより大きい	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)												
<p>回り段の禁止</p> <p>● 視覚障害者移動等円滑化経路 ・段を設ける場合には、回り段としない。</p>															

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
動線計画			
○	・視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。また遠回りにならないように主動線上の歩行ルートとする。 危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には点状ブロック等を使用する。 解説 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。		図 14.5
○	・線状ブロック・点状ブロックは、危険源から30cm以上離して、全長にわたって敷設する。		
○	・視覚障がい者誘導用ブロック等は、車椅子使用者や高齢者、肢体不自由者にとって障害物となることがある。敷設する場所や幅を決めるにあたっては、高齢者や、車椅子使用者が通れる幅を残す等の配慮をする。 解説 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。(壁からは40cm程度離して敷設する。) また、壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に衝突する場合もある。		
○	・視覚障がい者は物や場所を探すことが困難であるため、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設と併せ、物にぶつかることがないように上部の出っ張りはなくすような配慮や、音声により目標の場所を分かりやすくする配慮をする。		
○	・視覚障がい者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する。		
○	・視覚障がい者と車椅子使用者の動線はできる限り、交差を避ける工夫をする。		
○	・敷地内の通路上に設けられた枠蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。 解説 特に、敷地境界部分などで、道路と敷地の管理区分により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なるないように配慮する。		
○	・視覚障がい者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法とする。		図 14.5
○	・歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行う。		

参考 ~ITを活用した案内誘導~

◆大阪・関西万博では、ナビレンスやshikAIといったIT技術を活用した案内誘導が導入され、視覚による情報が得にくい人や外国人に向けた移動支援を実施していました。

これらの技術は、交通機関や公共施設、医療施設、商業施設等、幅広い分野で導入が進みつつあります。



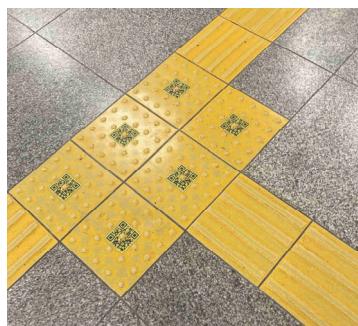
出典: 大阪ヘルスケアパビリオン HP

【ナビレンス】

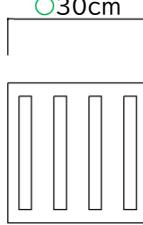
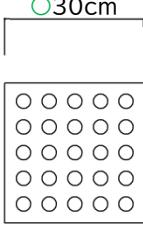
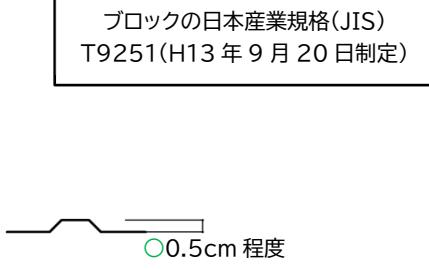
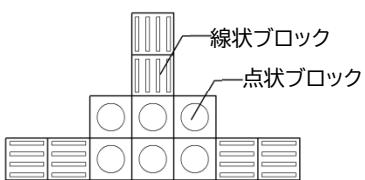
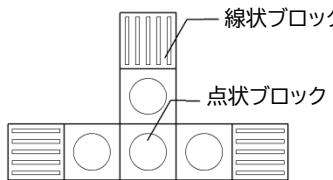
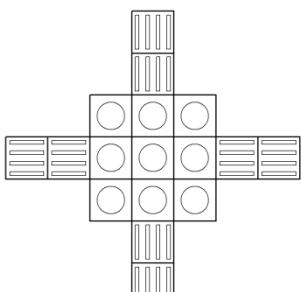
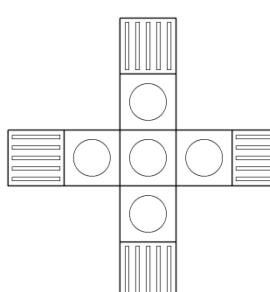
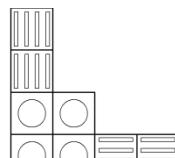
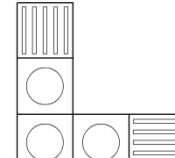
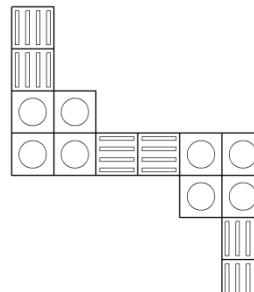
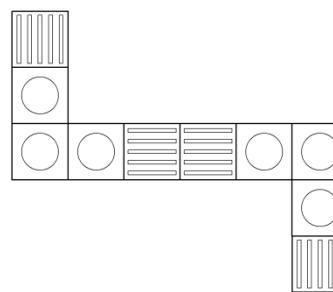
視覚障がい者、多言語向けの移動を支援する音声情報提供アプリです。スマートフォンのカメラで、いろいろな角度からフォーカス不要で読み取ることができます。大阪ヘルスケアパビリオン館内には100か所近くナビレンスコードを設置しており、移動方法や展示内容がわかる音声が聞くことができました。

【shikAI】

視覚による情報が得にくい人向けの移動を支援する音声ナビゲーションアプリです。東西の両ゲート周辺を含む万博会場内広域の点字ブロックに2次元コードが敷設されました。スマートフォンのカメラで読み取ることで、各地点から目的地までの最適なルートを音声ガイドします。



shikAI の設置例

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 14.5 視覚障がい者誘導用ブロック等			
		<p>線状ブロック(誘導)</p>  <p>点状ブロック(警告・注意・喚起)</p>  <p>ブロックの日本産業規格(JIS) T9251(H13年9月20日制定)</p> 	
T字形		<p>30cm×30cm の場合</p>  <p>40cm×40cm の場合</p> 	
十字形		 	
L字形		 	
クランク		 	

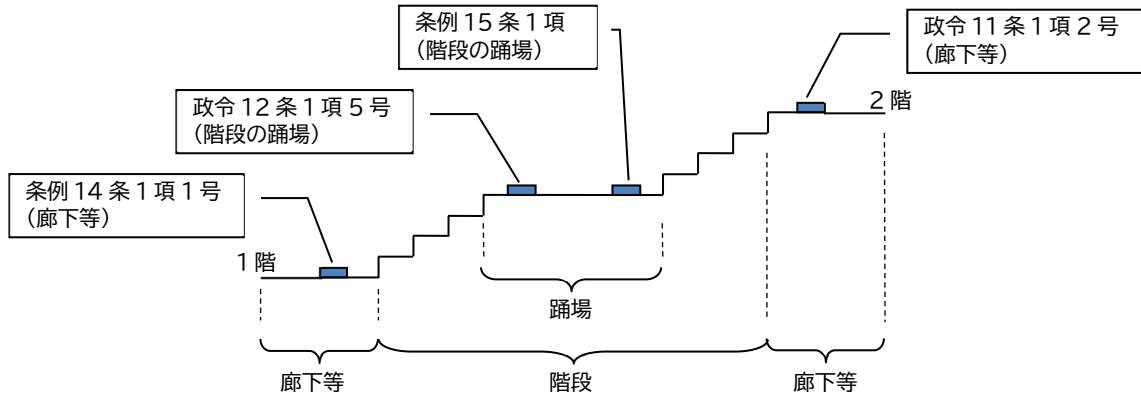
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
ブロック等の色			
	○	・場所により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。	
	○	・視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。	
誘導			
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導だけでなく、便所やエレベーター、主要な利用居室など利用頻度が高い場所まで誘導する。 <p>解説 不特定多数的人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。 建築物内に敷設する場合は、いわゆる誘導マットを利用することも考えられる。</p>	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・便所、エレベーター、主要な利用居室等利用頻度が高い場所まで、視覚障がい者誘導用ブロック等の誘導設備の設置、突起のない材質の違う路面の組み合わせ、人的サポート、ICT の活用等による誘導を行う。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の案内設備（例えはトイレに設置される触知図や各階のフロアマップ等）までも線状ブロックと点状ブロックを組み合わせて、敷設する。 	
音声誘導装置			
	○	・視覚障がい者には、視覚障がい者誘導用ブロック等以外にも音声誘導装置による案内を考慮する。	
	○	・音声案内装置は音声の内容との食い違いが生じない位置に設置するよう配慮する。	
	○	・歩行に支障があるため、音声誘導の経路上に障害物を置かない。	
図			
図 14.6 視覚障がい者の歩行時に必要な寸法			

参考～階段や傾斜路の上下端に近接する部分に敷設する点状ブロック等～

建築物内に設ける「階段」、「傾斜路」や「エスカレーター」の上下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等の敷設が規定されています。(政令第11条・条例第14条)

一方、階段(政令第12条・条例第15条)や傾斜路(政令第13条・条例第16条)においても踊場の部分に点状ブロック等の敷設が規定されています。

【階段の例】



17 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

■ 基本的な考え方

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるよう守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にバリアがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない部分（店舗等室内の一部分など）についても、すべての人が利用できる環境を整備する必要がある。なお、車椅子使用者用客席及び通路については、条例にてその仕様等が規定されており、注意が必要である。

チェック項目（義務基準）

一般基準	車椅子使用者用部分	
	①車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか	
	・客席に設ける座席の数が400以下の場合、2以上	
	・客席に設ける座席の数が401以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の0.5%以上	
	②車椅子使用者用部分について	—
	(1)幅は、90cm以上であるか	
	(2)奥行きは、135cm以上であるか	
	(3)床は平らであるか	

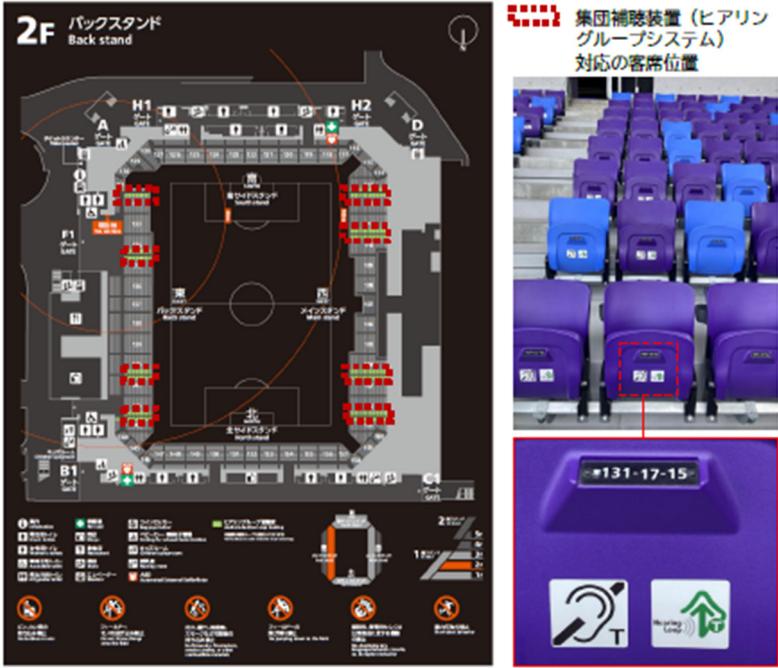
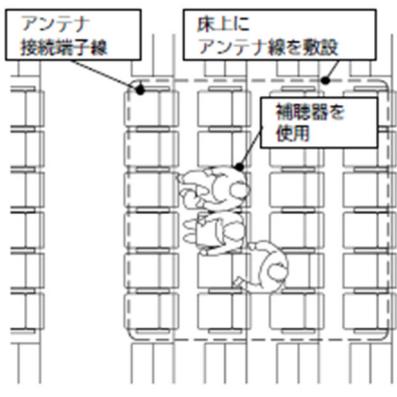
■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
劇場、競技場等の客席、観覧席			
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が100以下の場合は2、100を超える場合は200以下 ・場合は座席の数の1/50以上(端数は切り上げ。以下同様)、200を超える場合は座席の数の1/100+2以上、2,000を超えるときは座席の数の75/10,000+7以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。 	図17.1
	●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか <ul style="list-style-type: none"> ・客席に設ける座席の数が400以下の場合、2以上 ・客席に設ける座席の数が401以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の0.5%以上 	
	●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、90cm以上であるか ロ 奥行きは、135cm以上であるか ハ 床は平らであるか <p>解説 リクライニング式の車椅子等、手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するためには、奥行き140cm以上が必要。</p>	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。 	図17.1
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする。 	
	■	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席を必要数確保するとともに、車椅子でのグループ等の利用や、複数の場所の選択を可能とする客席空間の配置をする。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席の配置にあたっては、1箇所当たり2以上の車椅子使用者が同時に利用できる専用スペースを確保する。 	図17.1
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が利用する部分に通ずる客席内の車椅子の転回スペースは140cm角以上とする。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。 	図17.1
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・転落するおそれがある場合は、柵や脱離防止用の立ち上がりを設けること。その場合、車椅子使用者がとともに快適に過ごせるよう、その空間には配慮する。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車椅子等の充電のために、コンセントを屋内の車椅子使用者用客席の固定席5席に1箇所程度設ける。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席等のスペースの中又は横に同伴者用座席を設ける。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴者の座席は、車椅子使用者用客席と同じ数を設ける。 	
	■	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴者の座席は、一般座席と同じ仕様とする。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等が支障なく舞台に上がることができるよう、客席・観覧席等から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すりを設置する。 	図17.2
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・客席が200席程度以下であれば、客席空間を自由に配置できる土間形式とする。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・客席、ステージに通じる経路は、バックステージも含めて全てバリアフリーとする。 <p>解説 出演者が車椅子使用者であることも考慮する。</p>	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・とりわけ、客席は、出入口、ロビー、客席までの経路、トイレ、休憩ゾーン、ステージ等を一体的かつ連続的に設計する。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。 <p>解説 ・車椅子使用者用客席 建築基準法施行条例第19条の2 ・劇場の通路 建築基準法施行条例第19条の3</p>	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表										
図 17.1 客席・観覧席		<p>○車椅子使用者用客席・観覧席の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総客席数</th> <th>車椅子使用者用客席数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>100 超 200 以下</td> <td>座席の数の 1/50 以上(端数は切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>200 超 2000 以下</td> <td>座席の数の 1/100 + 2 以上</td> </tr> <tr> <td>2000 超</td> <td>座席の数の 75/10,000 + 7 以上</td> </tr> </tbody> </table>	総客席数	車椅子使用者用客席数	100 以下	2	100 超 200 以下	座席の数の 1/50 以上(端数は切り上げ)	200 超 2000 以下	座席の数の 1/100 + 2 以上	2000 超	座席の数の 75/10,000 + 7 以上	内装等
総客席数	車椅子使用者用客席数												
100 以下	2												
100 超 200 以下	座席の数の 1/50 以上(端数は切り上げ)												
200 超 2000 以下	座席の数の 1/100 + 2 以上												
2000 超	座席の数の 75/10,000 + 7 以上												

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図 17.3 客席・観覧席と舞台の例			
		<p>○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 力所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。</p>	
○		<ul style="list-style-type: none"> 通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。 	図 17.4
○		<ul style="list-style-type: none"> 座席番号、行、列等はわかりやすく読みやすいフォント（UD フォント等）を用いて表示するとともに、大きさ、コントラスト、素材、取り付け位置等に十分配慮する。 	
○		<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がなく利用できる区画された観覧室を設ける。 	
○		<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に日本産業規格 JIS T 0921に基づく点字表示をする。 	図 17.4

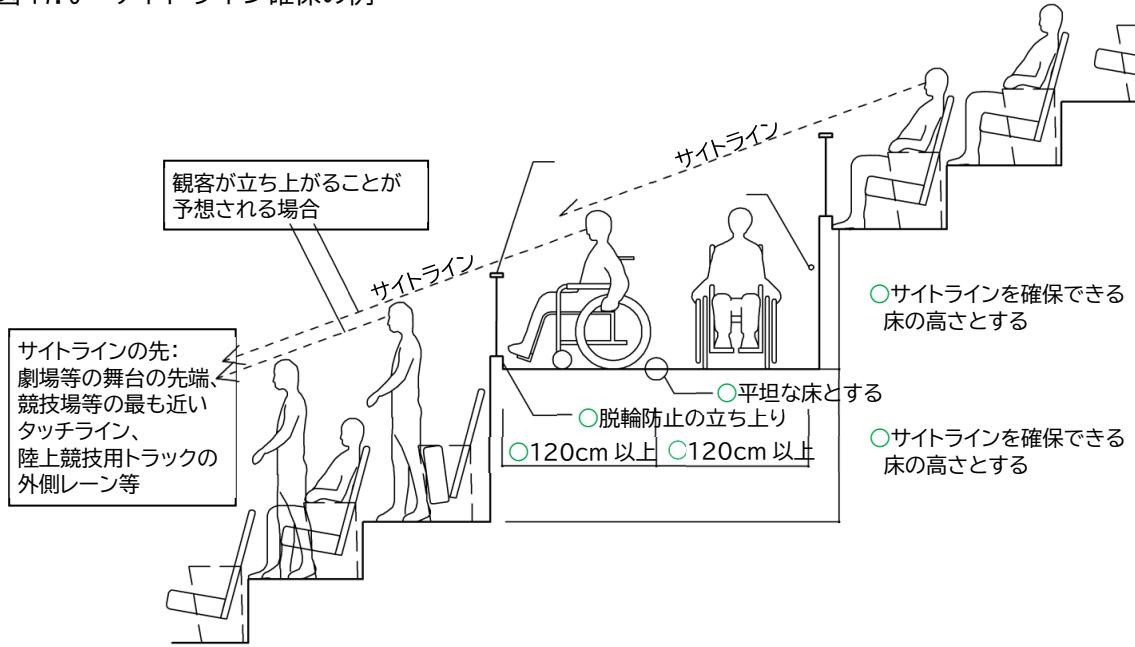
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		図 17.4 客席の座席番号の設計例	
		 <ul style="list-style-type: none"> ・視認性・触りやすさの観点から、座面先端部に設けられた座席の点字プレート <p>(出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）)</p>	
	○	・付加アメニティ席（車椅子を使用していないが、歩行困難で杖等補助具を使用する人、補助犬ユーザー、大柄な人等、何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席）を総座席数の1%以上用意する。	
	○	・付加アメニティ席の横には、幅50cm程度のスペースを確保する。	
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペースの設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・センサリールーム、及びカームダウン・クールダウンスペースの出入口のドアの前後に高低差がないようにする。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施された、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間（センサリールーム）を設ける。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。	
	○	・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース（個室又はスペース）を設ける。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペース内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・聴覚や視覚による情報が得にくい人等、多様な人々がそれぞれに適した方法で種々の演出を楽しめるよう、別途策定する展示・催事に関するガイドラインの規定に対応するうえで必要な設備（ヒアリングループなど）やスペースを用意する。 <small>解説 車椅子使用者用客席にもヒアリングループを設置する。また、聴覚障がい者が舞台を利用することも考慮し、ヒアリングループは舞台上にも設置する。</small>	図 17.5
	○	・情報保障設備（ヒアリングループ等）が設置されていることの表示を分かりやすい位置に設ける。	図 17.5

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		<p>図 17.5 ヒアリングループシステムの設計例</p>  <ul style="list-style-type: none"> 複数の位置に分散された集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の位置を示した案内表示（写真左） 縦通路沿いに設置された集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席（写真右上） 集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の案内表示（写真右下）  <ul style="list-style-type: none"> 事前に申し込むと聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループシステム）を使うことのできる大宴会場（写真左。床下に専用の配線が設けられている。可動壁により3つの宴会場に分割することも可能） 貸し出し用のヒアリングループシステム用受信器（補聴器）（写真中） ヒアリングループシステムの調節等を行う音響室（写真右） <p>・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができる聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループシステム）（写真と図は、床上に設置するタイプ）</p>    <ul style="list-style-type: none"> ヒアリングループシステムの補聴器用アンテナ線の接続端子（写真左上） ヒアリングループシステムのアンテナ線（写真左下） 貸出用の補聴器（写真右下） <p>（出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版））</p>	

○	・座席エリアの階段の上下端部には点状ブロックを敷設する。	
○	・客席に設ける階段には、段を容易に識別できるよう、階段の段鼻部分は踏面の色との明度、色相、彩度の差を大きくすることに加え、足元灯を設置する。	
○	・縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設ける。	図 17.6

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保する。	図 17.6
	○	・客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは80cm以下とする。	
	○	・サイトラインの確保については、小学校低学年の車椅子（バギー）使用児の眼高（70cm～80cm）を採用する。	

図 17.6 サイトライン確保の例



共通

○	・店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。 <small>解説</small> 段差があると車椅子使用者が利用できない。ベビーカー使用者や高齢者にとっても、使いにくい。	図 17.8
○	・通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。 <small>解説</small> 小さな店舗でも、最低1本は確保する。	
○	・通路には、商品などを置かない。 <small>解説</small> 通路幅が確保できっていても、商品などが通路にはみ出して、通路幅が狭くなり、利用できない場合がある。また、商品棚の出入口に商品のぶら下げ陳列や販促品の設置などをして、出入りのための有効幅が実質的に減少しないようにする。	
○	・主要な経路上の通路には、25m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。	
○	・レジでは利用者から金額表示が見えるようにする。	図 17.8 図 17.9
○	・クレジット払やセルフレジ等の機器を車椅子使用者等が利用できるようにする。 <small>解説</small> クレジットカード等の指し込み口の高さ、セルフレジの画面等の高さに留意し、障がい者を含めたすべての人が利用しやすいように配慮する。	
○	・聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。 <small>解説</small> 筆談や手話を用いて、コミュニケーションを行う。	図 17.7
○	・バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	図 17.10
○	・利用者に確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する。	
○	・客の来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。	
○	・通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。	

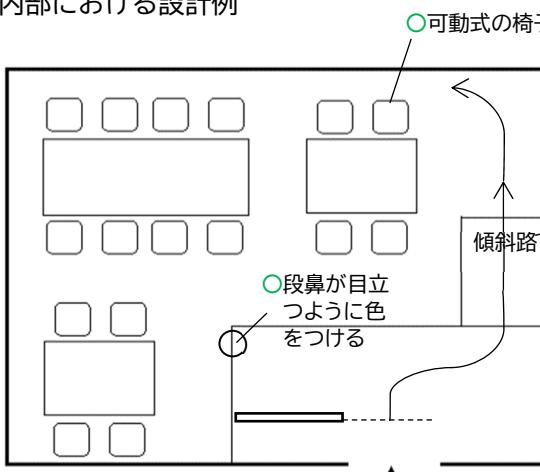
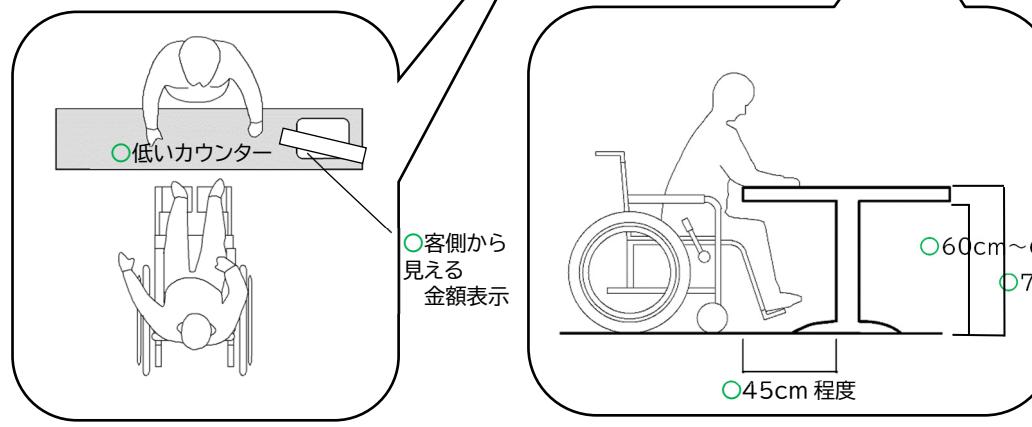
項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	・会計、相談カウンター、商品受け渡しカウンター、レジ前に段差を設けない、また、車椅子用の転回スペースを確保する。	図 17.9
	○	・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。	図 17.9
	○	・横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm 以上とする。	
	○	・整備したバリアフリー施設を有効に提供する。 <small>解説 整備した車椅子使用者用客席は提供、販売しないことや、複数設置したにも関わらず座席を選べないといったことが生じないよう運営・運用する。</small>	

図 17.7 聴覚障がい者等に配慮したマーク

○聴覚障がい者等が来店されたときのために、筆談具(メモとペン)の準備と、聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示する。

図記号	表示内容	出典
耳マーク	○聴覚障がい者への配慮を示す	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
手話マーク	○「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
筆談マーク	○「筆談で対応します」、「聴覚障がい者を含む障がい者と筆談できる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 17.8 店舗内部における設計例			
		 <ul style="list-style-type: none"> ○可動式の椅子 ○段差は設けない。 やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者やベビーカーが円滑に移動できるよう傾斜路を設置し、段差を解消する  <ul style="list-style-type: none"> ○座敷だけでは、車椅子使用者が席につけないので、可動式の椅子のテーブル席を設ける ○通路側からテーブルに着ける ○十分な空間 ○低いカウンター ○客側から見える金額表示 ○60cm~65cm程度 ○70cm程度 ○45cm程度 	内装等

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		<p>図 17.9 飲食店舗内部における設計例</p> <p>車椅子使用者の利用できるテーブル寸法</p> <p>図 17.10 バリアフリー情報提供の例</p> <p>府有施設のバリアフリー情報 大阪府庁舎本館</p> <p>【まちのバリアフリー情報の提供】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html</p> <p>【府有施設のバリアフリー情報】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/seinou-hyouji/index.html</p> <p>【市町村有施設のバリアフリー情報】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/sityoson-bareerfree/index.html</p>	

参考～大阪府立中央図書館の配慮事例～

大阪府立図書館では誰もが使いやすい施設づくりをめざし、快適に利用していただくための取組を行っています。

職員が筆談や手話で応対しているほか、補聴器使用の方のために各階カウンター前や大会議室、ホール（客席・舞台全面）等にヒアリングループを設置、火曜日から金曜日の午前10時15分から午後4時30分までと、土曜日の午前10時15分から午後4時45分まで、手話通訳者が対応しています。

各カウンターの上にはデジタルサイネージを設置し、音声案内が聞きとれない人のためのお知らせや案内を表示しています。

視覚障がい者の方には電子ルーペの貸し出しや、視覚障がい者の他に文章を読めない・読みにくいと感じている方にリーディングトラッカー（読書補助器具）の貸し出しが行っています。

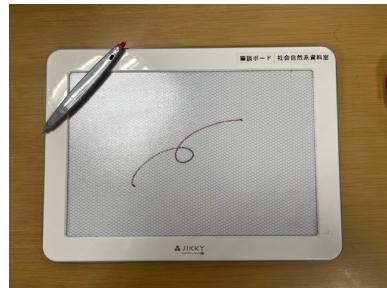
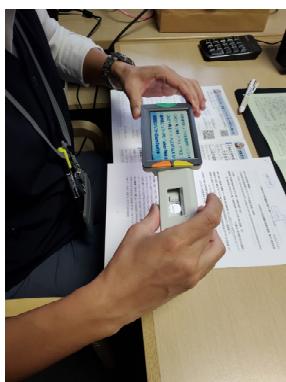
カウンターでは手話通訳希望カードや筆談対応カード、コミュニケーションボードを用意し、コミュニケーションが難しい方とのコミュニケーションのバリアフリーを目指しています。



(上) 筆談対応カード
(下) 手話通訳希望カード



(上) 電子ルーペ
(下) リーディングトラッカー



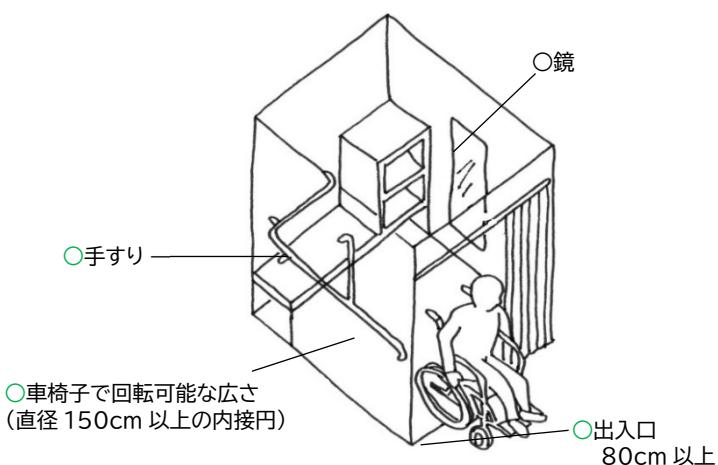
(上) コミュニケーションボード
(下左) 筆談ボード (下右) ヒアリングループ案内



カウンターの様子

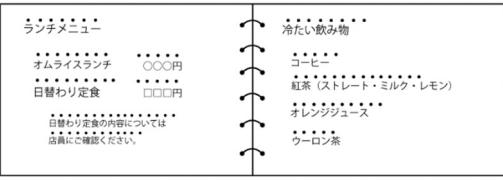
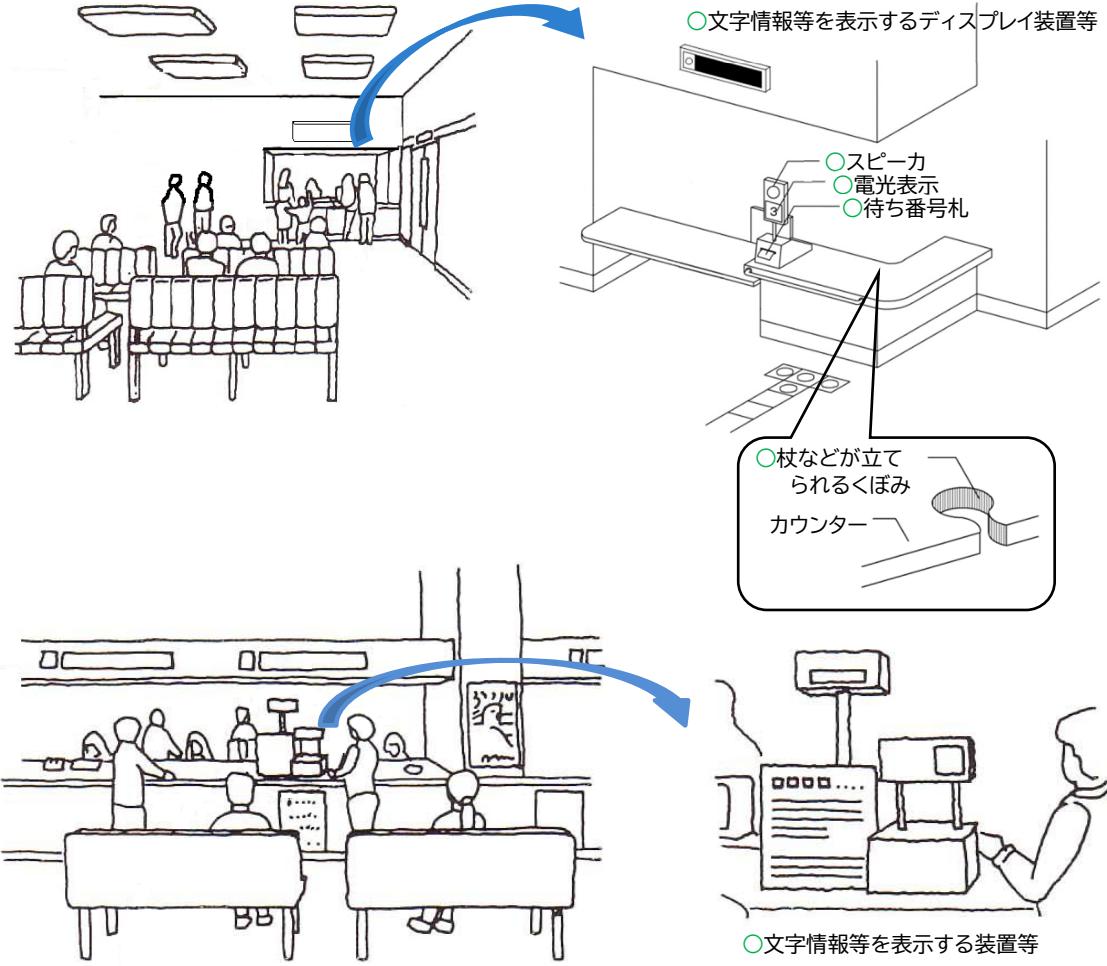
項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
物販店			
	○	・できる限り、車椅子使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。	図 17.12
	○	・客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。	
	○	・車椅子のまま入ることができるように、試着室の床には段差を設けない。	図 17.11
	○	・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。 <small>解説 直径 150cm 以上の円が内接できる広さを確保する。着替え用ベンチ（高さ 42cm～45cm 程度）、鏡、手すりを設置する。</small>	図 17.11
	○	・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設ける。	
	○	・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫する。	
	○	・レジを設ける場合、通路幅は、車椅子使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。	
	○	・レジカウンター前のレーンは、1 レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員 90cm 以上を確保する。	
	○	・商品棚間の有効幅員は 120cm 以上とする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は 90cm 以上とする。	図 17.12

図 17.11 車椅子使用者も利用できる試着室



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>図 17.12 店舗内部における設計例</p> <p>商品棚の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○100~120cm 程度 ○30cm 程度 ○最大 60cm 程度 <p>物販店舗の通路の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○100~120cm 程度 ○床から 100cm~120cm 程度 ○最大 60cm 程度 ○140cm 以上 ○120cm 以上 ○90cm 以上 (すれ違いのない通路) <p>①会計・相談カウンターやショーケース前等、利用者が正対する通路</p> <p>②横向きの人と車椅子使用者のすれ違う通路</p> <p>③片側商品棚の場合で すれ違いのない通路</p>	内装等

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
飲食店			
	○	・多様なニーズに応じることができる客席を設置する。 解説 固定式のイスによるテーブル席や掘りごたつ席だけであれば、車椅子使用者が利用できない。座敷や掘りごたつ席のみであれば、高齢者や足を怪我されている方は立ち上がりづらい。	
	○	・カウンター形式の座席を設置する場合、車椅子使用者でも利用できる高さとし、可動席とするか、別途、車椅子使用者でも利用できる高さのテーブルを複数確保する。 解説 高いテーブルやカウンターは車椅子使用者が利用できない。	
	○	・高齢者や足を怪我されている人、脚力が低下している人等に配慮し、立ち上がりや座位姿勢の保持のため、椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、け込みを座面奥行きの1/3以上とする。	
	○	・点字メニューを店舗に1つは用意する。	図 17.13
	○	・写真つきのメニューを店舗に1つは用意する。 解説 聴覚障がい者や知的障がい者、外国人も注文しやすい。	図 17.14
	○	・待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。	
	○	・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）にも配慮したスペース（幅90cm×奥行き120cm以上）を確保する。 解説 ベンチ等の移動による対応も可。	
	○	・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。	
	○	・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。 解説 ・テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようとする。 ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。 ・車椅子使用者が利用できるテーブル寸法 4人掛け：幅145cm～160cm程度×奥行き75cm～90cm程度 2人掛け：幅90cm程度×奥行き75cm～90cm程度 いずれもテーブル下端高さ65cm～70cm程度、上端高さ70cm～75cm程度	図 17.8 図 17.9
	○	・飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する。	
	○	・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を70cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。	図 17.8
	○	・人混みや音、光など環境の状況によって、パニックを起こしやすい方々が気分を落ち着かせるために、カームダウン・クールダウンのための個室や簡易な仕切りを用意する。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ70cm～80cm程度のトレー移動カウンターは、奥行き25cm、膝下クリアランスは床面から高さ65cm～75cm程度とし、トレーを取る地点から、精算地点まで連続する。	
	○	・配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとする。	
	○	・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。	
	○	・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。	
	○	・商品受け渡し口前に段差を設けない。受け渡し口の人待ち列の整理のためにポール等を設置するときには車椅子使用者の通行にも配慮する。	
	○	・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150cm～180cm程度を確保する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		図 17.13 点字メニューの例	図 17.14 写真入りメニューの例
 			
<p>図 17.14 写真入りメニューの例</p> <p>○聴覚障がい者、知的障がい者、</p>			
カウンターのある店舗			
	<ul style="list-style-type: none"> 役所、病院、銀行等で呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等を設置する。 <p>解説 赤い光の電光表示は、弱視者や色覚障がい者には見えにくく、色覚障がい者には、光った赤は黒に近い色に見える。</p>		図 17.15
	<ul style="list-style-type: none"> 立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 立位で使用するカウンターなどは、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等をおける場所を設置する。 		図 17.15
<p>図 17.15 カウンターのある店舗</p> 			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
仕上げ等			
	○	・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	○	・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。	
劇場、競技場等の客席、観覧席（聴覚障がい者用設備等）			
	○	・難聴者のために難聴者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 <small>解説 字幕がスクリーンの下部に表示されると確認することができないので配慮する。また、手話通訳を投影する際のスクリーンが見えにくい場合を考慮し、サブスクリーンを設置することが望ましい。</small>	図 17.16 図 17.17 図 17.18
	○	・舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保する。	
	○	・字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。	図 17.19
	○	・手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。	
図 17.16 磁気ループの設置例			
図 17.17 赤外線システム			
図 17.18 FM補聴装置（無線式補聴器）の例			
<p>※赤外線補聴装置とは、対象エリアに赤外線送出機を設置し、受信機で受信する。 広いエリアの場合は、3種類(10m、30m、45m)の送出機を単独又は組み合わせて配置する。ヘッドホン又は補聴器で受信する。</p>			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		図 17.19 文字・画像や音声による情報提供の例	
 <p>・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるディスプレイ (出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）)</p>			
運動施設			
	○	・更衣ブースは、介助者が異性である場合を考慮して、専用の出入口を設けるか、更衣室の入口近くに設ける。また不特定多数が利用しない部分における配慮として、だれでも利用できる更衣室を設ける。	
	□	・更衣ブースには移乗して着替えができる椅子を設置する。	
	○	・棚は車椅子による利用が可能な高さにとりつける。	
	○	・棚のサイズは補装具等が収容できる大型のものとする。	
	○	・運動施設では、スポーツ用の車椅子などを使用する場合もあるため、出入口や廊下幅、エレベーターの寸法などに配慮をする。 <small>解説 JIS T 9201に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。 (例：テニス用車椅子幅87cm)</small>	

参考 ~カームダウン・クールダウンスペース・センサリールームとは~

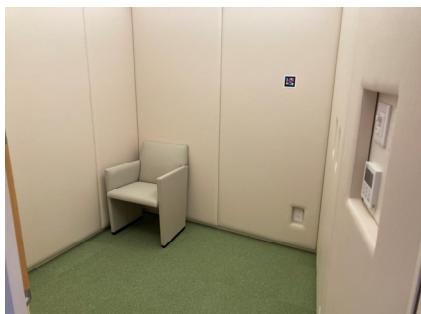
カームダウン・クールダウンスペースとは…

発達障がい、知的障がい、認知症の方等が、人込みや音、光等の環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせるスペースです。

センサリールームとは…

大きな音や強い光等、過剰な感覚刺激を押さえることで、感覚過敏により大きな音等に敏感な方が、安心して過ごすことができるスペースです。

[18]知的障がい・精神障がい皮膚接触空間



大阪・関西万博
大阪ヘルスケアパビリオン
カームダウン・クールダウンスペース



センサリールームの例

(出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）)

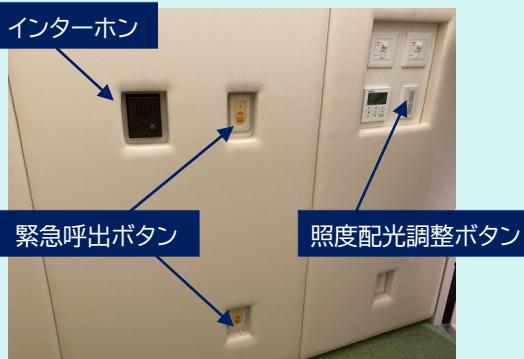
18 知的障がい・精神障がい(発達障がい含む) 支援設備

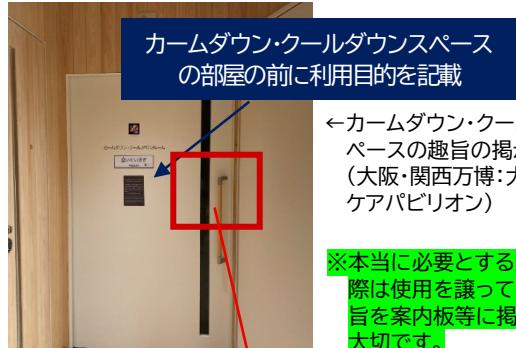
■ 基本的な考え方

知的障がい者・発達障がい者等も安心して建物を利用できるよう、バリアフリー化やハードの整備だけでなく、**人**的対応等につながる基礎的環境整備(わかりやすい案内、コミュニケーションボード等)も重要である。本章では、知的障がい者・精神障がい者(発達障がい者を含む)が利用しやすい設備を紹介する。

■ 整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
センサリールーム			
	●	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施され、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間(センサリールーム)を設ける。 <p>解説 設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。</p>	
カームダウン・クールダウンスペース			
	●	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース(個室又はスペース)を設ける。 <p>解説 設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。</p>	図 18.1
	○	<ul style="list-style-type: none"> 以下の機能を有するカームダウン・クールダウンスペースを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 遮光性、遮音性を確保する。 壁は柔らかい素材とすること(衝突への緩衝を備えること) 照明は照度調整、配光機能を備えること 防犯(施錠、緊急連絡ブザー等)に十分に備えること。 	図 18.1
	○	<ul style="list-style-type: none"> 混雑時に備えて、可動式で吸音性のあるカームダウン・クールダウンスペースを準備しておく。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> カームダウン・クールダウンスペースを必要とする人の同伴者も一緒に利用できる大きさとする。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> 内部の利用状況が確認できるカメラや非常時に外部に連絡するための設備を設置する場合には、その旨を表示する。 	図 18.1
	●	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、管理者等とコミュニケーションを取ることが可能な設備を設置する。 	
必要とされる機能・設備			
	○	<ul style="list-style-type: none"> 時間を伝える設備、落ち着いて座れるいす、給水設備や自動販売機を設置する。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用便房やセンサリールーム、カームダウン・クールダウンスペースの中に物を置かない。 <p>解説 知的障がい、精神障がい発達障がいのある方が利用する際に、突発的な事故を避けるため、当該部屋には不必要的ものを置かないようにする。</p>	
	●	<ul style="list-style-type: none"> センサリールーム、及びカームダウン・クールダウンスペース内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> センサリールーム、及びカームダウン・クールダウンスペースの出入口のドアの前後に高低差がないようにする。 	

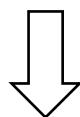
項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		図 18.1 カームダウン・クールダウンスペース・センサリールームの例	
		<p>【カームダウン・クールダウンスペースの例】 人混み、音や光など環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせるスペースです。</p>   <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>裏側から 出入り可能</p> </div>	
		   <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>成田空港</p> </div>	
		    <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>羽田空港</p> </div>	
		 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>インターホン 緊急呼出ボタン 照度配光調整ボタン</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>大阪・関西万博 大阪ヘルスケアパビリオン</p> </div>	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表						
		<p>【センサリールームの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感覚過敏により大きな音に敏感な方が、家族等とともに観戦することができるセンサリールーム(約 60 m²) ・歓声や場内放送の音量が室外に比べて小さくなるよう、ピッチ側には二重ガラスを採用 ・室内照明の調光ができるカームダウルームを併設 ・センサリールームから室外に設けられた客席に出ることも可能 							
(出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）)									
案内設備									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームを設置した場合、施設内の案内板などにその位置を表示する。 <p>解説 施設管理する際には案内板に管理者への連絡先を記載する。</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: right;">図 18.2</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。 </td> <td style="text-align: right;">図 18.2</td> </tr> </table>				○	<ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームを設置した場合、施設内の案内板などにその位置を表示する。 <p>解説 施設管理する際には案内板に管理者への連絡先を記載する。</p>	図 18.2	○	<ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。 	図 18.2
○	<ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームを設置した場合、施設内の案内板などにその位置を表示する。 <p>解説 施設管理する際には案内板に管理者への連絡先を記載する。</p>	図 18.2							
○	<ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。 	図 18.2							
<p>図 18.2 案内設備の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>↑ 施設案内板の例 (大阪・関西万博:シャインハット)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>カームダウン・クールダウンスペース の部屋の前に利用目的を記載</p> <p>←カームダウン・クールダウン スペースの趣旨の掲示例 (大阪・関西万博:大阪ヘルス ケアパビリオン)</p> <p>※本当に必要とする人が利用する 際は使用を譲ってくださいという 旨を案内板等に掲示することも 大切です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>カームダウン・クールダウンスペース 感覚過敏によって気分が優れないときや、初めて 行く場所への不安がある場合やパニックを未然に 防ぐための場所として、周囲の音や視線などを遮 断して、気持ちを落ち着かせる部屋です。 みなさまのご配慮をお願いいたします。</p> </div> </div>									
休憩スペース									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。 </td> <td style="width: 10%; text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。 </td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </table>				○	<ul style="list-style-type: none"> ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。 		○	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。 	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。 								
○	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。 								
情報									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示する。 <p>解説 ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: right;"></td> </tr> </table>				○	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示する。 <p>解説 ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。</p>				
○	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示する。 <p>解説 ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。</p>								

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	<ul style="list-style-type: none"> 標識や案内板は、文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。 解説 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> 漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。 解説 漢字が読めない知的障がい者もいるため。 	
	○	<ul style="list-style-type: none"> 文字はわかつがきにすること。 	図 18.3
	○	<ul style="list-style-type: none"> 文字の書体は認知しやすいものとすること。 解説 ゴシック体や教科書体が認知しやすい。 	

図 18.3 わかつがきの例

予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。



予約をした 本などが そろったときに、

メールで れんらくして もらえます。

出典:わかりやすい情報提供のガイドライン 全国手をつなぐ育成会連合会

コミュニケーション

○	<ul style="list-style-type: none"> 写真やイラストを挿入した「わかりやすいパンフレット」やコミュニケーション支援ツールを用意する。 解説 ひらがな表記、または漢字にルビを振るなど、わかりやすいもの 	図 18.4 図 18.5
○	<ul style="list-style-type: none"> 方法が複数ある場合、メリット・デメリットを表示したり、項目を記載して渡すなどすると、選択がしやすくなる場合がある。 	

図 18.4 ルビ（ふりがな）を振った冊子の例

【大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン<やさしい日本語版>】

○ルビは該当文字の
半分程度の大きさ

○文字の大きさは
12 ポイント以上

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 18.5 コミュニケーションボードの例			
		<p>コミュニケーションボード</p> <p>どうしましたか? What's the matter? 您怎么啦? 무슨 일이세요?</p> <p>どこへ行きましたか? Where do you want to go? 您想去哪里? 어디에 가고 싶으세요?</p> <p>具合が悪いのですか? Do you feel ill? 您不舒服吗? 普상태가 안 좋으세요?</p> <p>だれかをお探しですか? Are you looking for someone? 您在找人吗? 찾고 계세요?</p> <p>忘れ物・落し物ですか? Did you leave something behind / lose something? 忘忘了东西。丢失了东西吗? 잊은 물건·잃어버린 물건 잊으세요?</p> <p>方向案内 Direction guidance 方向导 방향안내</p> <p>どこへ行きたいのですか? Where do you want to go? 您想去哪里? 어디에 가고 싶으세요?</p> <p>メモ Memo 記事板 데모</p> <p>忘れ物・落し物ですか? Did you leave something behind / lose something? 忘忘了东西。丢失了东西吗? 잊은 물건·잃어버린 물건 잊으세요?</p> <p>あなたのこと教えてください。 Please tell me information about you. 请告知您的个人信息。 당신에 대해서 가르쳐 주세요.</p> <p>お名前 Name 您的姓名 이름</p> <p>ご住所 Address 您的地址 주소</p> <p>電話番号 Telephone number 您的电话号码 전화번호</p>	
		<p>○ターゲットマークの設置 ○足型の設置</p>	